

陸上自衛隊会計監査隊の組織及び運用に関する訓令

陸上自衛隊訓令第48号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、陸上自衛隊会計監査隊の組織及び運用に関する訓令を次のように定める。

昭和34年11月7日

防衛庁長官 赤城 宗徳

陸上自衛隊会計監査隊の組織及び運用に関する訓令

改正 昭和48年4月16日隊訓第19号

昭和50年4月2日隊訓第9号

昭和61年4月5日隊訓第14号

平成10年3月25日庁訓第12号

平成12年3月22日隊訓第14号

平成19年1月5日庁訓第1号

陸上自衛隊会計監査隊の組織及び編成等に関する訓令（昭和30年陸上自衛隊訓令第16号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、陸上自衛隊会計監査隊（以下「会計監査隊」という。）の任務、組織及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 会計監査隊は、陸上自衛隊の会計監査の実施に関する業務を行うことを任務とする。

（会計監査隊）

第3条 会計監査隊は、陸上自衛隊会計監査隊本部（以下「会計監査隊本部」という。）及び陸上自衛隊会計監査隊方面分遣隊（以下「方面分遣隊」という。）から成る。

（会計監査隊長）

第4条 会計監査隊の長は、会計監査隊長とし、1等陸佐をもって充てる。

2 会計監査隊長は、防衛大臣の指揮監督を受け、会計監査隊の隊務を統括する。

3 会計監査隊本部の事務は、会計監査隊長が掌理する。

（副隊長）

第5条 会計監査隊に副隊長1人を置く。

2 副隊長は、会計監査隊の隊務につき会計監査隊長を助け、会計監査隊長に事故があるとき、又は会計監査隊長が欠けたときは、会計監査隊長の職務を行う。

3 副隊長は、会計監査隊長の命を受け、会計監査隊本部の部内の事務を整理する。

（会計監査隊本部の科）

第6条 会計監査隊本部に、総務科、第1監査科、第2監査科及び第3監査科を置く。

（総務科）

第7条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

（1）公印の保管に関すること。

- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。
- (3) 人事に関すること。
- (4) 給与及び福利厚生に関すること。
- (5) 秘密の保全に関すること。
- (6) 車両の運用に関すること。
- (7) 教育訓練並びに組織、定員及び定数に関すること。
- (8) 会計監査の計画及び手続並びに報告書の審査に関すること。
- (9) 会計監査資料の収集及び統計に関すること。
- (10) その他会計監査隊長から命ぜられた事項に関すること。

(監査科)

第8条 第1監査科、第2監査科及び第3監査科においては、陸上幕僚長の定めるところにより、第12条に掲げる会計監査業務をつかさどる。

(科長)

第9条 科に、科長を置く。

2 科長は、会計監査隊長の命を受け、科務を掌理する。

(方面分遣隊)

第10条 方面分遣隊の長は、方面分遣隊長とし、1等陸佐をもって充てる。

2 方面分遣隊長は、会計監査隊長の指揮監督を受け、方面分遣隊の隊務を統括する。

第11条 方面分遣隊に、副隊長1人を置き、2等陸佐をもって充てる。

2 副隊長は、方面分遣隊の隊務につき方面分遣隊長を助け、方面分遣隊長に事故があるとき又は方面分遣隊長が欠けたときは、方面分遣隊長の職務を行う。

(会計監査隊本部等の会計監査実施担当区分)

第12条 会計監査隊本部は、陸上幕僚監部、各方面総監部、陸上自衛隊補給統制本部、陸上自衛隊中央会計隊及び陸上自衛隊中央業務支援隊並びに自衛隊中央病院に関する会計監査業務を行うものとする。

2 方面分遣隊は、当該方面総監の担当する警備区域内に所在する部隊等（会計監査隊本部の担当する部隊等を除く。）に関する会計監査業務を行うものとする。

3 陸上幕僚長は、特に必要があると認めるときは、会計監査隊本部又は方面分遣隊に、前各項の規定によりそれぞれ会計監査業務を行うことにされている部隊等以外の部隊等に関する会計監査業務を行わせることができる。

(委任規定)

第13条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和35年1月14日から施行する。

附 則（昭和48年4月16日陸上自衛隊訓令第19号）

この訓令は、昭和48年4月16日から施行する。

附 則（昭和50年4月2日陸上自衛隊訓令第9号）

この訓令は、昭和50年4月3日から施行する。

附 則（昭和61年4月5日陸上自衛隊訓令第14号）

この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則（平成10年3月25日防衛庁訓令第12号）抄

1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成12年3月22日陸上自衛隊訓令第14号）抄

1 この訓令は、平成12年3月28日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。